

No.27

2005年10月発行

淀川水系 流域委員会 猪名川部会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

CONTENTS

- 第27回猪名川部会の内容…………… P. 1
- 第27回猪名川部会の説明資料より抜粋…………… P. 3
- 住民と委員との意見交換会（余野川ダム）の内容…………… P. 5
- 配付資料リスト…………… P. 7
- 猪名川部会 委員リスト…………… P. 8
- これまで開催された会議等について…………… P. 9
- 配付資料及び意見書の閲覧・入手方法・ご意見受付…………… P. 10

平成17年8月18日(木)、第27回猪名川部会、
住民と委員との意見交換会(余野川ダム)が行われました。



【池田市民文化会館にて】

【池田市民文化会館にて】



第27回猪名川部会の内容

部会長より「5ダムの方針」における余野川ダム計画や猪名川の河川整備について質問がなされた後、河川管理者からの説明と、委員との意見交換が行われました。

第27回猪名川部会結果報告

庶務作成

開催日時：2005年8月18日（木）15：00～16：10

場 所：池田市民文化会館 2階 コンベンションルーム

参加者数：委員13名、河川管理者10名、一般傍聴者93名

1. 決定事項

- ・ 次回の猪名川部会は、9月11日（日）14：00～17：00 OMMビルにて開催する。

2. 審議の概要

①余野川ダムに関する調査検討結果について

部会長より「5ダムの方針」における余野川ダム計画や猪名川の河川整備について質問がなされた後、河川管理者からの説明と意見交換がなされた。主な意見交換は以下の通り（例示）。

質問事項① 「当面実施せず」の「当面」に関する意見交換

- ・ 「当面実施せず」の「当面」を具体的にはっきりさせることはできない。「5ダムの方針」で、水系全体の社会経済状況の変化や整備の進捗に応じて治水上の緊急性について検討するとしているとおり、検討の結果、明らかになってくる。社会経済の変化に応じて河川管理者が投資できる予算がどうなっていくのか、被災の状況がどの程度なのか、他の地域での事業がどの程度進んでいくのか、その進捗に応じて相対的に猪名川の整備の優先度がどう上がっていくのか。これらの検討を進めていく中で、「当面」が詰まっていく（河川管理者）。
- ・ 狭窄部の開削と下流の河道掘削の優先順位を決めて順調にいけばこれくらいの行程で進むというスケジュールを住民にも知ってもらう必要がある。整備内容シートとして示してほしい。
←現時点では、明確なスケジュールはない。下流の河道掘削と狭窄部開削については関係する府県と調整していきたい（河川管理者）。
- ・ 「当面実施せず」を「余野川ダムは諦めざるを得ない」という意味で理解した。河川管理者は「今後、水系全体の社会経済状況の変化や河川整備の進捗に応じて、治水上の緊急性について検討する」という「5ダムの方針」を尊重してやってほしい。ダムによって平常時の河川の水を確保していくことについては議論する余地があると思っている。
←河川の維持流量については検討してきた。自然に瀬切れするなら、それが自然の川だという議論をしてきた。また、中小洪水をダムでカットしているため高水敷に水が乗らなくなったが、できるだけ自然のリズムに合わせたものにしようというのがこれまでの議論だった（委員）。
- ・ 余野川ダムでは他のダムとは違って、既往最大の降雨ではなく第2位の降雨を対象に検討している。他のダムとは基準が違っている。既往最大の降雨を対象にした場合はどうなるのか。慎重に検討をして欲しい。
←既往最大を対象にすると、河川整備計画の20～30年という期間では無理であり、たとえ余野川ダムであっても対応できない。委員会で十分な検討をした結果、第2位を対象にした（委員）。
←既往最大は1/4000で非常に稀ということだが、100年程度のデータで1/4000という数値を出せるのかどうか、疑問だ。他の河川と同様に、既往最大を100年先の目標として掲げ、20～30年で第2位の降雨に対応していくという戦略で進めればよい（委員）。

質問事項② 下流の河道掘削に関する意見交換

- ・ 中の島地区無堤部の整備と堤防補強は、狭窄部の開削に関わらず実施しなければならない対策である。また、下流の河道掘削は、天端マイナス余裕高を上回るような超過洪水対策として位置づけられている。河道掘削にあたっては、運動公園の部分掘削や高水敷の緩傾斜化も検討の対象となる。環境への影響についても自然環境委員会や河川保全利用委員会の助言を得ながら検討を進めていく（河川管理者）。

質問事項③ 堤防補強に関する意見交換

- ・ 基礎案では、「堤防強化」という言葉は、堤防強化対策は高規格堤防と堤防補強を含めたものとして使用している。猪名川では、浸透・侵食対策を目的とした堤防補強を進めている（河川管理者）。
←「堤防補強」によって侵食・浸透対策が完了してはじめて、天端マイナス余裕高の水位に耐えられる堤防になるということによいか。
←堤防補強による侵食・浸透対策は、天端マイナス余裕高の水位までの洪水に対する安全性を持たせるために実施する。今後、緊急区間5km以外についても順次調査を行って、対策していく（河川管理者）。
- ・ 「天端マイナス余裕高までは壊れない堤防にするための対策が堤防補強で、それ以上の水位でも耐えられるような対策が堤防強化」というイメージを持っている人が多いのではないか。
←現在、技術的な手法と基準があるのは浸透・侵食対策である。越水対策の技術的な手法としては高規格堤防しかない。当然、高規格堤防ではない箇所でも、越水に対して粘り強くなるように整備する必要がある、そのための技術的な検討も始めている（河川管理者）。
←天端マイナス余裕高にさらに+30cmでも大丈夫な堤防にできれば、堤防で様々な対策が実施可能になる。「堤防補強」の次の段階が高規格堤防になってしまうが、この間の対策はないのか。その研究を河川管理者は始めているという理解でよいか。
←天端マイナス余裕高の水位を超えてしまうと越水対策も考えていかないといけないが、具体的な方法や技術的な基準がないので、天端マイナス余裕高で考えている（河川管理者）。

3. 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者5名からの発言があった。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・ 以前、「当面実施せず」の「当面」について河川管理者に質問したところ、「20～30年の間」という回答を得た。先ほどの河川管理者の説明と食い違っている。どちらが正しいのか。また、「ダムは止めた」という委員の発言があったが、止めたということにはなっていない。慎重に発言して頂きたい。堤防補強や堤防強化に関する議論は言葉遊びではないか。100年、200年先を見た議論をしないといけない。
←今後、計画内容を調整して確定していく。仮に「5ダムの方針」がそのまま確定した場合は、今後20～30年を対象とした今回の河川整備計画では、余野川ダムについては「実施する」とは記載されない。この説明の中で「20～30年の間」という言葉が出てきたと考えている（河川管理者）。
- ・ 余野川ダムの地元住民にとっては中止に近い結論に聞こえる。余野川ダムが中止なら、これまでの地元の経過や犠牲、野放しになっている山林への対応について委員会で議論をして方針を示して頂きたい。
←ダム建設工事付近の荒廃した山林については委員会として意見を述べたらよいと思う。ただ、余野川ダムが中止になった後の地域の活性化等に関しては委員会では到底及ばない（委員）。
←委員会の意見書や見解において、仮に余野川ダムが当面実施しなくなれば、河川管理者は地域への誠意ある対応をすべきだと記述した。具体的にどのような対応をすればよいかは検討できていないが、委員会としても真剣に考えていく（委員）。
- ・ 猪名川の計画変更によって、下流で治水の負担を被っている状況。下流の河床が上がっていることが原因なので、下流の河道掘削には反対しないが、20～30年経てば自然に河床が上がってしまうのではないかと。やはり、さらなる堤防補強を望みたい。
- ・ これまでの委員会での審議の結果、既往最大ではなく、第2位を目標とした。委員には、これまでの議論をきちんと踏まえて頂きたい。また、余野川ダム後をどうするのか、水と緑の健康都市をどうしていくか。委員会には、これからのことを考えてほしい。
←既往最大の降雨は、それほど大きな降雨だと思っていない。1/4000という評価が過大だと思っている（委員）。
- ・ 八代市の球磨川の堤防強化はスーパー堤防の予算がついて引込めた。越水対策については法的に整備がされていないという説明があったが、近畿地方整備局は方針を出せないのか、本省の指示を待っているのかをお聞きしたい。

第27回猪名川部会の説明資料より抜粋

■報告資料1より

第27回猪名川部会では、審議資料1-3「淀川水系5ダムについて（調査検討のとりまとめ）」について審議が行われました。以下に、資料より一部を抜粋して掲載いたします。

余野川ダムについて

1. 従来計画

(1) 余野川ダムは、神崎川、猪名川等の洪水調節、箕面市、阪神水道企業団の新規利水の確保を主たる目的として計画されています。

2. 基礎案での記述

(1) 基礎案では、神崎川、猪名川等の洪水調節、銀橋上流多田地区の浸水被害の軽減に効果があるとしています。

(2) 必要な調査検討として、以下の項目を挙げています。

- 1) 代替案に関して、さらに詳細な検討を行う。
- 2) 余野川ダムの貯水池規模の見直し並びに余野川ダム及び一庫ダムの貯水池運用の変更に伴う貯水池周辺やダム下流に与える影響をはじめ、環境等の諸調査を行う。
- 3) 土砂移動の連続性を確保する方策の検討を行う。
- 4) 利水について、水需要の精査確認を行う。

3. 調査検討のこれまでの成果

(1) 治水[調査検討項目1]に相当]

- ① 従来計画では、銀橋狭窄部を開削し、多田盆地の浸水被害軽減を図ることとしています。しかし、現在の河川整備状況では、猪名川の水害の危険性を増大させるおそれがあるため、銀橋狭窄部を開削は当面実施することはできないと当初考えました。
- ② 計画の検討にあたって、銀橋狭窄部を開削は当面実施しないことを前提に、狭窄部上流域については、既往第二位の洪水を対象にして浸水被害の軽減を図ることを目標としました。また、銀橋狭窄部の上流域で実施中の総合治水対策において目標としている洪水に対しても浸水被害の軽減を図ることを併せて目標としました。なお、既往最大の洪水(S35.8)は、降雨量、降雨の空間分布・時間分布がともに特異であることから、検討対象から外すこととしました。

- ③ 狭窄部上流域における浸水被害軽減対策として、一庫ダムの治水容量増大対策や流域貯留等上流域での施策を検討しましたが、コストに対しその効果が僅かなことから、銀橋狭窄部を開削についても検討することとしました。
- ④ 銀橋狭窄部を開削を実施すれば、上流域での対策に比べて、効率的に狭窄部上流域の浸水被害の軽減を図ることができます。ただし、銀橋狭窄部を開削する場合、下流への洪水増大が懸念されます。この点については、下流での河道掘削を行うことで水位の上昇を抑制することが可能であると判断しています。ダムにより水位の上昇を抑制することも可能ですが、治水単独目的の事業となることで治水分の事業費が増加し経済的にも不利になり、河道掘削の方がコストの観点から有利です。
- ⑤ したがって、銀橋狭窄部上流域における浸水被害軽減対策としては、銀橋狭窄部を開削を実施することとします。一庫ダム治水容量増大のために、一庫ダムの利水容量を余野川ダムに振替える案は採用しません。
- ⑥ 河道改修の実施にあたっては、大阪府及び兵庫県と調整しながら、詳細な検討を行います。
- ⑦ また、余野川ダムの洪水調節による猪名川(狭窄部の下流)への効果はありますが、当面は堤防強化や狭窄部上流の浸水被害の軽減等の対策を優先して実施します。

(2) 利水[調査検討項目4]に相当]

- ① 従来計画の余野川ダムの利水者は、阪神水道企業団、箕面市の二者です。各利水者のダムへの今後の参画については、現時点では確定していませんが、個別にヒアリングを行ったところ、以下の方向であると聞いています。
- ② 阪神水道企業団は、水需要の見直しあるいは利水者間での転用により、撤退する方向です。箕面市は、給水人口の見直し等を踏まえ、大阪府営水道から給水を受けることにより、撤退する方向です。
- ③ このため、二者は撤退の見込みであり、その方向で関係者との協議を進めていきます。

(3) 環境への影響[調査検討項目2)、3)に相当]

当面ダム建設を行わない方向であることから、「各ダム共通の事項(3) 環境への影響②」で示したようなダム建設に伴う環境への影響について記述できませんが、これまでの調査検討結果については、今後HP等で公表します。

住民と委員との意見交換会（余野川ダム）の内容

委員会が意見書を作成するにあたって、関係地域住民の意見を直接聞く必要から、「住民と委員との意見交換会（余野川ダム）」が下記のとおり行われました。

住民と委員との意見交換会（余野川ダム）

庶務作成

開催日時：2005年8月18日（水） 16：30～17：00

場 所：池田市民文化会館 2階 コンベンションルーム

参加者数：意見発表者2名 委員13名 一般傍聴者100名

1. 開会の挨拶、意見交換会の進め方、意見発表者・代表委員の紹介

寺田委員長より、意見交換会を開催するにあたって、流域委員会の役割と意見交換会の位置づけについて説明がなされた。その後、進行役より、意見交換会の進め方について説明がなされた後、意見発表者と代表委員の自己紹介が行われた。
2. 意見発表

意見発表者より、資料「意見発表者から頂いたご意見」を用いて意見発表がなされた後、委員より意見が述べられた。その後、会場の一般傍聴者からの意見聴取も行われた。主な意見は以下の通り（例示）。

 - ・酒井清治氏（意見発表者）
余野川ダム建設受け入れまでの経過、新河川法の取り扱い、止々呂美地区におけるダムの必要性、「5ダム方針」の問題点について意見が述べられた。
 - ・増田京子氏（意見発表者）
流域委員会と淀川モデルの評価、ダムに頼らない流域全体を見据えた治水の必要性、特定多目的ダム法による治水計画の早急な見直し、ダム予定地の自然環境復元等について意見が述べられた。
 - ・代表委員
利水の需要縮小、狭窄部開削および下流の河道掘削による浸水被害軽減対策といったことについて部会で議論し、最終的には「当面実施せず」という余野川ダムの方針に合意するに至った。
 - ・代表委員
地域の活性化プランが台無しになったことやダムによって河川整備が遅れていることに対して委員会は意見を言っていないといけない。また、導水トンネルの活用方法についても意見を言うべきだ。
 - ・代表委員
ダムではなく、河川改修で治水対策をしていくという方針には賛成だ。心配しているのは、河川改修が順調に進捗していくかどうかという点だ。また、ダムや開発事業によって地元が振り回されていることが一番の問題だ。地域の活性化については、義務的なものがあると思っている。
 - ・一般傍聴者
流域委員会は地元を見ていない。余野川ダムは「水と緑の健康都市」が立派になるように造られるダムだ。ダムができなければ、荒廃したまま。ダム予定地には「水」に相当するものを作って頂きたい。
 - ・一般傍聴者
委員会には、現場を見て、現地で話をし、現地に沿った判断をしてほしい。地域の宅地開発がダムによって中断された。ダム建設の遅れが地域発展の足を引っ張っている。
 - ・一般傍聴者
委員会は見解を出すまでに現場を見て意見を聞いたのか。私もダムには反対だったが、土地を売り、ダムに合意した。今は売却した土地が荒れている。また、これまでに投資した380億円も無駄になってしまう。
 - ・一般傍聴者
猪名川部会は地元の意見を聞いてきたのか。地元の気持ち分かっている委員がいるのか。私はダムが環境を破壊するとは思わない。ダムが山を守っていくことにもなる。

- ・一般傍聴者
地元の住民は河川行政に翻弄されている。子どもが川に対してどうしているのかということも考えて、猪名川が子どもの遊べる川になるように考えてほしい。
3. 意見交換

意見発表が行われた後、休憩中に一般傍聴者から頂いたご意見も紹介された。その後、意見発表者、代表委員、一般傍聴者間で意見交換がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

 - 一般傍聴者の質問「地元の意見を聞いたのか」について
 - ・委員によっては、現地を何度も見に行っている。直接、地域住民の意見を聞いた委員もいるが、聞いていない委員もいる。猪名川部会では、一般傍聴者のご意見をお聴きしてきた。現地視察も何度か開催し、意見交換会も2回程度実施してきた（代表委員）。
 - 流域委員会と「ダムの地元の地域振興」について
 - ・流域委員会として、余野川ダムと地域振興に関する検討が弱かったというのは事実だと思っている。今後、仮に余野川ダムが「当面実施せず」となった場合には、猪名川の河川整備の視点について意見を述べる委員会として引き続き議論をしていく。造成地の再生や導水トンネルの後処理、ダムの地元の振興・再生等に関して審議する場を用意して頂きたいと、委員個人としては考えている（代表委員）。
 - ・河川管理者が河川整備計画を策定するにあたって、治水・利水・環境の立場から意見を述べるのが、流域委員会の立場だ。「地域活性化のための余野川ダム」に重点を置いている住民の方が多いが、流域委員会は「ダムの代替案で治水・利水が達成できないか」という点に重点を置いて審議している（委員）。
 - 当初の余野川ダムの位置づけや経緯をきちんと考えないといけない。ダムが中止になれば、地元には大きな影響が出る。流域委員会には道義的な責任があり、ダム中止による地元への影響について意見を出していかないといけない（一般傍聴者）。
 - 委員会見解では「委員会は、この問題についても関心をもって見守るとともに、積極的に発言していきたいと考えています」と述べている。流域委員会としては合意には至っていないが、個人的には、地域の課題を整理した上で河川管理者に対して「こういうことをすべき」と意見していくべきだと思っている（進行役）。
 - 法律の解釈を間違えている。附則事項で救済措置がある。余野川ダムはすでに地域活性化も含めた基本計画ができあがっている。流域委員会は、地域の問題についても積極的に意見を述べていかなくてはならない。「地域の活性化についてはしっかりと方向性を出せ」と河川管理者に意見を出して頂きたい（意見発表者）。
 - 余野川の治水対策等について
 - ・余野川の河川管理者は国土交通省ではない。委員会は余野川の治水をどう考えているのか（一般傍聴者）。
 - ・余野川の治水安全度は非常に低い。昭和42年以来、天狗橋付近で川が溢れて道路が浸水している。住民を救うという意味において余野川ダムの効果は高い（一般傍聴者）。
 - ・一般傍聴者から「治水ダムでも必要」という意見が出ていたが、治水専用ダムは水を貯めないダム。このため、大阪府知事から「恒久調整池」という言葉が出てきたのだと思う（意見発表者）。
 - ・導水トンネルは、止々呂美地区にとっては非常に重要な治水対策だ。また、「水と緑の健康都市」と関連して水を貯めることが前提となっているので、治水専用の空ダムでは駄目だ。常に水のあるダムにしてもらわなければならない（意見発表者）。
 - ・このままいけば、30～40年後には止々呂美には住民がいなくなってしまう。山は放ったらかしになり、荒れてしまう。こういった場合の検討はされているのか（一般傍聴者）。
 - 「当面実施せず」となった場合の影響については、河川管理者に説明責任がある。本日の意見交換会で出されたご意見をまとめて、河川管理者に配慮するよう伝えていく（進行役）。
 - ・ダム建設予定地では、森林の貯水効果が期待できない。鹿や猪が増えてしまい、広葉樹の下には何の草も生えていない。今後の治山・治水の在り方も考えないといけない（一般傍聴者）。

配付資料リスト

●第27回猪名川部会 配付資料

資料リスト		資料請求 No
議事次第		i27-A
報告資料1 第44会委員会（H17. 8. 5開催）結果報告		i27-B
審議資料1-1	淀川水系5ダムについての方針（平成17年7月1日付け近畿地方整備局発表） について ※河川管理者提供資料	i27-C
審議資料1-2	淀川水系5ダムについての方針 ※河川管理者提供資料	i27-D
審議資料1-3	淀川水系5ダムについて（調査検討のとりまとめ） ※河川管理者提供資料	i27-E
審議資料1-4	淀川水系5ダムについての方針に対する各委員からの質問 （5ダム共通、余野川ダム関連を抜粋）	i27-F
審議資料1-5	第43会委員会における余野川ダムに関する質疑応答の対比表 （第43回委員会 結果概要より、5ダム共通、余野川ダム関連を抜粋）	i27-G
審議資料1-6	「淀川水系5ダムについての方針」に対する見解	i27-H
その他資料	委員会の今後のスケジュール	i27-I
参考資料1	委員および一般からのご意見	i27-J
参考資料2	淀川水系5ダムに関する新聞記事（8月6日）	i27-K
参考資料3	ダムの調査検討について（余野川ダム） 第9回ダムWG（H16. 12. 1）資料2-6 ※河川管理者提供資料	i27-L
参考資料4	ダムの調査検討について（余野川ダム） 第10回ダムWG資料2-3（第9回ダムWG資料2-6正誤表） ※河川管理者提供資料	i27-M
参考資料5	第24回猪名川部会の説明に対する補足説明資料 第25回猪名川部会（H16. 12. 23）資料2 ※河川管理者提供資料	i27-N

注：参考資料3は第9回ダムWG（H16. 12. 1）に提出された資料ですが、それ以降、検討が進められ、第42回委員会（H17. 7. 21）に「審議資料1-6-5 余野川ダムの調査検討（とりまとめ）」（資料請求No. R43-N）として提出されています。

注：紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP. 10の「配付資料及び意見書の閲覧・入手方法」をご覧ください。

猪名川部会 委員リスト

2005. 8. 17現在
（五十音順、敬称略）

No.	氏名	対象分野	所属等	兼任状況
1	池淵 周一	水資源・水循環	京都大学防災研究所 教授	琵琶湖部会 利水・水需要管理部会
2	角野 康郎	植物	神戸大学理学部 教授	琵琶湖部会 住民参加部会
3	金盛 弥	洪水	元大阪府副知事	淀川部会 利水・水需要管理部会
4	澤井 健二	河川敷・水面利用	摂南大学工学部 教授	淀川部会 住民参加部会
5	高田 直俊	洪水、 河道形状・土砂移動	大阪市立大学 名誉教授 社団法人 大阪自然環境保全協会 会長	淀川部会 利水・水需要管理部会
6	千代延 明憲	住民連携	流域住民	淀川部会 利水・水需要管理部会
7	本多 孝	住民連携	IPNET-Jインタープリテーションネットワーク・ジャパン 事務局長	淀川部会 住民参加部会
8	三田村 雄佐武	生態系、住民連携	滋賀県立大学環境科学部 教授	琵琶湖部会 住民参加部会
9	村上 興正	生態系、動物、景観	同志社大学 嘱託講師	淀川部会 住民参加部会
10	村上 哲生	水質	名古屋女子大学 教授	木津川上流部会 住民参加部会

●委員長・副委員長

No.	氏名	対象分野	所属等	兼任状況
-	寺田 武彦	法律	弁護士（元日弁連公害対策委員会委員長） 龍谷大学法学部 教授	-
-	今本 博健	洪水	京都大学 名誉教授 水工技術研究会 会長	淀川部会 木津川上流部会 利水・水需要管理部会

●猪名川部会以外の参加委員

No.	氏名	対象分野	所属等	兼任状況
-	綾 史郎	洪水、高潮・津波	大阪工業大学 教授	淀川部会 利水・水需要管理部会
-	田中 真澄	住民連携	岩屋山志明院 住職 鴨川の自然をはぐくむ会 代表 NPO法人 市民環境研究所	琵琶湖部会 淀川部会 住民参加部会
-	谷内 茂雄	生態系	総合地球環境学研究所研究部 助教授	琵琶湖部会 淀川部会 住民参加部会

これまで開催された会議等について

第27回猪名川部会（平成17年8月18日）までに、以下の会議が開催されています。

委員会	琵琶湖部会	淀川部会	猪名川部会
第1回～第6回 平成13年開催	第1回～第8回 平成13年開催	第1回～第10回 平成13年開催	第1回～第6回 平成13年開催
第7回～第15回 平成14年開催	第9回～第20回 平成14年開催	第11回～第20回 平成14年開催	第7回～第17回 平成14年開催
第16回～第27回 平成15年開催	第21回～第27回 平成15年開催	第21回～第23回 平成15年開催	第18回～第20回 平成15年開催
第28回 H16/2/26 (木)	第28回 H16/10/13 (水)	第24回 H16/8/25 (水)	第21回 H16/9/1 (水)
第29回 H16/5/8 (土)	第29回 H16/11/8 (月)	第25回 H16/9/17 (金)	第22回 H16/10/21 (木)
第30回 H16/6/22 (火)	第30回 H16/12/15 (水)	第26回 H16/10/19 (火)	第23回 H16/11/2 (火)
第31回 H16/7/29 (木)	第31回 H17/1/8 (土)	第27回 H16/11/30 (火)	第24回 H16/12/3 (金)
第32回 H16/8/24 (火)	第32回 H17/4/13 (水)	第28回 H16/12/18 (土)	第25回 H16/12/23 (木)
第33回 H16/9/29 (水)	第33回 H17/8/17 (水)	第29回 H17/4/11 (月)	第26回 H17/4/14 (木)
第34回 H16/10/25 (月)	木津川上流部会 第1回 H17/4/20 (水)	ダムWG 第1回 H16/7/11 (日)	3ダムサブWG 第1回 H16/8/7 (土)
第35回 H16/11/16 (火)	環境・利用部会 第1回～第7回 平成15年開催	第2回 H16/7/18 (日)	第2回 H16/9/11 (土)
第36回 H16/12/20 (月)	治水部会 第1回～第6回 平成15年開催	第3回 H16/7/25 (日)	第3回 H16/11/8 (月)
第37回 H17/1/11 (火)	利水・水需要管理部会 (旧利水部会) 第1回～第5回 平成15年開催	第4回 H16/8/19 (木)	川上ダムサブWG 第1回 H16/8/3 (火)
第38回 H17/1/22 (土)	第6回 H17/4/24 (日)	第5回 H16/9/23 (木)	第2回 H16/9/3 (金)
第39回 H17/2/5 (土)	住民参加部会 第1回～第7回 平成15年開催	第6回 H16/10/4 (月)	余野川ダムサブWG 第1回 H16/8/11 (水)
第40回 H17/3/14 (月)	第8回 H17/4/24 (日)	第7回 H16/10/18 (月)	第2回 H16/9/22 (水)
第41回 H17/5/17 (火)	第1回 平成15年開催	第8回 H16/11/10 (水)	水位操作WG 第1回 H17/6/29 (水)
第42回 H17/7/21 (木)	第2回 平成15年開催	第9回 H16/12/1 (水)	
第43回 H17/7/25 (月)	第3回 平成15年開催	第10回 H16/12/5 (日)	
第44回 H17/8/5 (金)	第4回 平成15年開催		
設立会 発足会 第1回 合同懇談会 第1回 合同勉強会 シンポジウム 拡大委員会 提言説明会 しっかりしてや!! 流域委員会	平成13年開催 平成14年開催 平成15年開催 H16/2/28 (土)	ファシリテーターとの 検討会 大戸川、天瀬ダム意見交換 丹生ダム意見交換会 住民の意見を聞く会 住民と委員との意見交換会 (丹生ダム)	H16/5/15 (土) H16/9/26 (日) H16/9/27 (月) H16/12/5 (日) H17/8/17 (水)

配付資料及び意見書の閲覧・入手方法

以下の方法で資料及び意見書を閲覧、または入手することができます。ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

ホームページによる閲覧

配付資料及び意見書は、ホームページで公開しております。

郵送

郵送による配付資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。（希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。）ご希望の方は、FAXまたは郵送、E-mailで庶務までお申し込みください。

閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

「意見書」の入手

意見書の送付を希望される方は、氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号と「意見書希望」を明記のうえ、下記までご連絡ください。

※頂いた個人情報については、上記資料及び意見書の送付のみに使用させていただきます。

ご意見受付

淀川水系流域委員会ではみなさまのご意見を募集しています。

ホームページ、E-mailまたはFAXにてお寄せ下さい。

※氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号をご記入のうえ、下記までお寄せ下さい。

※寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願いいたします。

※ご意見を公表する場合には、団体・会社名（または居住地）とお名前も公表いたしますので予めご了承下さい。

※ご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表のみに使用させていただきます。

■ホームページ <http://www.yodoriver.org>

■E-mail yodogawa@gene.mizuho-ir.co.jp

■TEL 06-6222-5870

■FAX 06-6222-5871

淀川水系流域委員会 庶務
みずほ情報総研(株)

淀川水系流域委員会 猪名川部会ニュース No. 27

2005年10月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務

みずほ情報総研 株式会社

.....
研究員：吉岡、篠田、鈴木、熊谷、松本
事務担当：山根

〒541-0042 大阪市中央区今橋4-2-1 (大阪富士ビル8階)

TEL: (06) 6222-5870 FAX: (06) 6222-5871

E-mail: yodogawa@gene.mizuho-ir.co.jp

●流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

◆ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局／淀川河川事務所／琵琶湖河川事務所／大戸川ダム工事事務所／淀川ダム統合管理事務所／猪名川河川事務所／猪名川総合開発工事事務所／木津川上流河川事務所／水資源機構 関西支社／滋賀県 土木交通部河港課／京都府 土木建築部河川計画室／大阪府 土木部河川室／兵庫県 土木局河川計画課／奈良県 土木部河川課／三重県 伊賀県民局 等

*ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。